

水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、水産加工業の振興と経営の安定に寄与するため、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定により指定を受けた宮城県内の都道府県等中小企業支援センター（以下「支援センター」という。）が行う水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業に要する経費について、当該支援センターに対し、予算の範囲内において水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業、交付対象経費、補助率は別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 支援センターは、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けるものとする。ただし、別表に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により知事に報告してその指示を受けること。

(遂行状況報告)

第5 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めた場合には、別に定める

期日までに別記様式第5号による事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

2 支援センターは、第3第2項ただし書の規定により交付申請をした場合には、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書（別記様式第6号別紙1）
- (2) 事業費支出明細書（別記様式第6号別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 支援センターは、第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第9 支援センターは、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年2月5日から施行し、平成7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

補助対象事業	事業内容	補助対象経費		補助率
水産加工業物価高騰対策 緊急経営支援事業	宮城県内に本社を有する水産加工業者に対し、物価高騰の影響を緩和するための支援金を支給する。	人件費	本補助対象事業に直接従事する従業員（パート、アルバイトを含む）に対する人件費 ※ 紙料、賃金、手当等の給与総額とする。	10分の10以内

軽微な変更（第4関係）

- 補助事業に要する経費の30%以内の減少となる事業内容の変更